

## 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例（改正条例）案の概要

## 1 条例の一部改正の主な項目（要旨）

- (1) 令和7年度目黒区国民健康保険料率の改定に伴う改正
- (2) 関係法令の改正（制度改正等）に伴う改正  
（国民健康保険法施行令関係）  
ア 保険料賦課限度額の改正  
イ 低所得者軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正
- (3) その他  
改正条例の施行日や適用に関する経過措置などを定める。

## 2 改正条例案の内容（改め文の概要）

〔項番1の対応箇所〕

- (1) 保険料率の改定（第15条の4、第15条の12、第16条の4関係） 〔⇒1(1)〕  
令和7年度保険料率の改定に伴い、関係条文を次のように改める。
- ア 基礎賦課額の保険料率（第15条の4）  
（ア）所得割「8.69/100」を「7.71/100」に改める。  
（イ）均等割額「49,100円」を「47,300円」に改める。
- イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（第15条の12）  
（ア）所得割「2.80/100」を「2.69/100」に改める。  
（イ）均等割額「16,500円」を「16,800円」に改める。
- ウ 介護納付金賦課額の保険料率（第16条の4）  
（ア）所得割「2.20/100」を「2.19/100」に改める。  
（イ）均等割賦課割合「61/100」を「62/100」に改める。  
（ウ）均等割額「16,500円」を「16,600円」に改める。  
（エ）均等割賦課割合「39/100」を「38/100」に改める。
- (2) 保険料賦課限度額（第15条の8、第15条の16関係） 〔⇒1(2)ア〕  
保険料の賦課の基準を定めている国民健康保険法施行令（以下「基準政令」という。）の改正による基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の改定に伴い、関係条文を次のように改める。
- ア 基礎賦課額限度額（第15条の8）  
基礎賦課額に係る賦課限度額「650,000円」を「660,000円」に改める。
- イ 後期高齢者支援金等賦課額限度額（第15条の16）  
後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額「240,000円」を「260,000円」に改める。
- ※介護納付金分保険料の賦課限度額は据置きとなる。

(3) 低所得者の保険料の減額（第19条の2関係）

ア 賦課限度額 [⇔1(2)ア]

上記(2)の基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の改正に伴い、第19条の2第1項中の「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改める。

イ 低所得者軽減の対象世帯に係る所得判定基準 [⇔1(2)イ]

基準政令で定めている5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたことに伴い、第19条の2第1項第2号中の「295,000円」を「305,000円」に、同項第3号中の「545,000円」を「560,000円」に改める。

ウ 減額する額（第19条の2第1号～第3号のイ・ロ・ハ） [⇔1(1)]

令和7年度保険料被保険者均等割額の改定に伴い、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の被保険者均等割額から減額する額（7割、5割、2割相当額）を改める。

⇒ 基礎賦課分（第19条の2第1号～第3号のイ）

7割減額「34,370円」を「33,110円」に改める。（第1号関係）

5割減額「24,500円」を「23,650円」に改める。（第2号関係）

2割減額「9,820円」を「9,460円」に改める。（第3号関係）

後期高齢者支援金分（第19条の2第1号～第3号のロ）

7割減額「11,550円」を「11,760円」に改める。（第1号関係）

5割減額「8,250円」を「8,400円」に改める。（第2号関係）

2割減額「3,300円」を「3,360円」に改める。（第3号関係）

介護納付金分（第19条の2第1号～第3号のハ）

7割減額「11,550円」を「11,620円」に改める。（第1号関係）

5割減額「8,250円」を「8,300円」に改める。（第2号関係）

2割減額「3,300円」を「3,320円」に改める。（第3号関係）

(4) 未就学児に係る保険料被保険者均等割額の減額（第19条の4関係） [⇔1(1)]

減額する額（第19条の4第1号及び第2号のイ・ロ・ハ・ニ）

令和7年度保険料被保険者均等割額の改定に伴い、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額から減額する額（7割、5割、2割減額該当世帯及び一般世帯相当額）を改める。

⇒ 基礎賦課分（第19条の4第1号のイ～ニ）

7割減額世帯「7,365円」を「7,095円」に改める。（イ関係）

5割減額世帯「12,275円」を「11,825円」に改める。（ロ関係）

2割減額世帯「19,640円」を「18,920円」に改める。（ハ関係）

一般世帯「24,550円」を「23,650円」に改める。（ニ関係）

後期高齢者支援金分（第19条の4第2号のイ～ニ）

7割減額世帯「2,475円」を「2,520円」に改める。（イ関係）

5割減額世帯「4,125円」を「4,200円」に改める。（ロ関係）

2割減額世帯「6,600円」を「6,720円」に改める。（ハ関係）

一般世帯「8,250円」を「8,400円」に改める。（ニ関係）

(5) 施行期日等

[⇔ 1 (3)]

改正条例の付則において、条例の施行日及び適用関係について定める。

改正条例の付則 (案)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区国民健康保険条例第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

※ 以上が改正条例の概要となるが、条例規定上の技術的な表現等は、現在、文書所管課と調整中であり、上記の趣旨の範囲で整理する。